



介護保険料・介護保険制度のお知らせ

問い合わせ／長寿いきがい課介護推進担当 (内線2673・2675)

8月からの改正内容

低所得の施設利用者の食費・居住費の軽減要件の見直し

低所得の方が施設を利用する際、食費・居住費が軽減される「負担限度額認定」の制度について、利用者負担段階のうち第2・3段階を判定するにあたり、これまでの課税年金に加えて非課税年金の遺族年金・障害年金も新たに勘案します。

新たに勘案される主な非課税年金

○国民年金法による遺族基礎年金・障害基礎年金
○厚生年金法による遺族厚生年金・障害厚生年金
○共済各法による遺族共済年金・障害共済年金

既に認定証をお持ちの方／現在お持ちの認定証は7月末で期限が切れます。既に認定証をお持ちの方には「更新のお知らせ」を6月下旬(予定)に送付しますので、引き続き施設サービスを利用される方は、申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて7月中に手続きしてください

介護保険サービス利用者負担額助成金事業 (鴻巣市独自給付)

在宅で介護保険を利用されている65歳以上の方のうち、次の要件に該当する方には、利用者負担の2分の1を支給します。支給を受けるためには、申請が必要です。既に支給されている方の再度の申請は原則必要ありません。対象/次のすべてを満たす方

○介護保険料の所得段階が第1～3段階(住民税世帯非課税)の方 ※平成28年度の所得段階は7月中旬(予定)に送付する介護保険料決定通知書をご覧ください ○介護保険料の滞納がない方 ※生活保護を受給している方を除く
対象サービス/在宅サービス
助成額/利用料(利用者負担額)の2分の1 ※高額介護

介護保険負担割合証の送付

同一世帯の65歳以上の方全員の年金収入及びその他の合計所得の合計が一定以上の場合、利用者負担割合が2割となります。要介護認定を受けられている方全員に利用者負担割合を記載した「負担割合証」を7月末までに送付します。

高額介護サービス費の負担限度額

介護サービスを利用されている方で、1か月の利用者負担が高額になった時は、申請により超えた金額が「高額介

護サービス費」として支給されますが、現役並み所得の方は、平成27年8月利用分より限度額が変更されています。 ※現役並み所得者に該当する場合であっても、同一世帯の第1号被保険者の収入合計が一定額に満たない場合には、一般世帯に戻ります。戻すためには申請が必要です。対象になる可能性のある方には、後日申請書を送付します。

平成28年度の介護保険料は7月に通知します

第1号被保険者(65歳以上の方)に平成28年度の保険料額を7月中旬(予定)に通知しますので、期日内納付をお願いします。

保険料の納付方法は、特別徴収(年金天引き)と普通徴収(納付書又は口座振替による納付)の2種類があります。

(1) 特別徴収

老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金等が年額18万円以上ある方は、年金の支払いの際に保険料が天引きされます。ただし、最近鴻巣市へ転入

してきた方や65歳を迎えたばかりの方等は、すぐに年金からの天引きが開始されません。しばらくの間、普通徴収(納付書又は口座振替による納付)でのお支払いをお願いします。

(2) 普通徴収(納付書又は口座振替による納付)

(1) 以外の方は、納付書又は口座振替によるお支払いをお願いします。保険料は、7月から翌年2月までの8回に分けて納めていただきます。

※保険料の納付には、口座振替をご利用いただくと便利です。口座振替をご希望される場合は、口座番号のわかるものと通帳印を持参のうえ、長寿いきがい課・両支所福祉グループで手続きしてください。なお、手続きの日から1か月以内に納期限を迎えるものについては、口座振替が間に合いませんので、あらかじめご了承ください

